

○ 議事日程（第3号）

- 1 一般質問
- 2 議案第 2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）
- 3 議案第 3号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第 4号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第 5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 6 議案第 6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について
- 7 議案第 7号 志賀高原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 8 議案第 8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について
- 14 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
- 16 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 17 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 18 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 19 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 20 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 21 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算
- 22 同意第 1号 山ノ内町副町長の選任について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	畔上恵子君	8番	高田佳久君
3番	小林仁君	10番	湯本晴彦君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君

5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	小田孝志君
7番	徳竹栄子君	14番	白鳥金次君

---

○ 欠席議員次のとおり（1名）

9番	渡辺正男君
----	-------

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木明美	議事係長	宮崎敏之
--------	------	------	------

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	山本佳史君
未来創造課長	堀米貴秀君	経済振興課長	田村清志君
農林振興課長	金井哲也君	危機管理課長	田中浩幸君
建設水道課長	高木和彦君	住民税務課長	湯本豊君
消防課長	高相一夫君	健康福祉課長	小林佳代子君
会計管理者	小林知之君		

---

(開 議)

(午前10時00分)

議長(白鳥金次君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

なお、9番 渡辺正男議員から療養のため欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

---

## 1 一般質問

議長(白鳥金次君) 日程第1 一般質問です。

質問順位5番、9番 渡辺正男議員から一般質問の通告がありましたが、本日欠席届が提出されておりますので、会議規則第61条第4項の規定に基づき、渡辺議員の一般質問は行いません。

---

## 2 議案第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第10号)

## 3 議案第3号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

## 4 議案第4号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)

## 5 議案第5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議長(白鳥金次君) 日程第2 議案第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第10号)

から日程第5 議案第5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)までの議案4件を一括して議題とします。

ただいまの4議案につきましては、去る2月26日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めます。

小田予算決算審査委員長、登壇。

(予算決算審査委員長 小田孝志君登壇)

予算決算審査委員長(小田孝志君) 13番 小田孝志です。

おはようございます。

それでは、令和7年度補正予算4議案について、審査報告書に基づき報告申し上げます。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和8年3月4日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

山ノ内町議会予算決算審査委員会

委員長 小田孝志

1. 委員会開催月日 2月27日
2. 開催場所 401会議室
3. 審査議案

- (1) 議案第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第10号)
  - (2) 議案第3号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
  - (3) 議案第4号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
  - (4) 議案第5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- (以上4件 令和8年2月26日付託)

#### 4. 審査要綱

審査に当たっては、所管関係課等の課長及び係長等の意見を聴取し、十分審査の上、質疑、意見をまとめ、全体会議をもって討論し、結論とした。

#### 5. 経過及び結果

##### (1) 審査区分

議案第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第10号)、原案のとおり可決すべきものと決定。

##### (2) 審査区分

議案第3号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、原案のとおり可決すべきものと決定。

##### (3) 審査区分

議案第4号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり可決すべきものと決定。

##### (4) 審査区分

議案第5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)、原案のとおり可決すべきものと決定。

意見なし。

総括意見なし。

ここで、審査の経過につきまして、補足の説明をさせていただきます。

各委員からは、事業内容の細部にわたっての質疑がありました。各課の課長及び係長からは、丁寧な説明をいただいたことに謝意を表します。今後に向けてご協力をお願いいたします。

表決の結果ですが、全ての議案ともに全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

意見については、年度末ですので、事業の確定によるものが大半でありました。意見を付さないこととしました。

以上申し上げまして、委員長報告といたします。よろしくをお願いいたします。

**議長(白鳥金次君)** これより、予算決算審査委員長から報告のありました4議案に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以後の議案についても同様とします。

初めに、議案第2号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第2号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長（白鳥金次君）** 起立全員です。

したがって、議案第2号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第10号）については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第3号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長（白鳥金次君）** 起立全員です。

したがって、議案第3号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第4号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第4号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第5号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第5号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 6 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

議長（白鳥金次君） 日程第6 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

---

### 動議の提出

議長（白鳥金次君） お諮りします。ただいま議題となっております議案について、どのような方法で審査を行ったらよいかお諮りします。

10番 湯本晴彦議員。

10番（湯本晴彦君） 10番 湯本晴彦です。

動議を提出いたします。

本議案は、町の将来像及び持続的発展に大きな影響を及ぼす重要な案件でございます。そのため、総合的かつ専門的観点から十分な審査をする必要があると考えます。つきましては、議員13名全員による特別委員会を設置し、当該計画に関する調査及び審査を付託することを提案いたします。

議長（白鳥金次君） ただいま、10番 湯本晴彦議員から議題となっております過疎地域持続的

発展山ノ内町計画の策定についての議案審査について、全議員13人で構成する特別委員会を設置し、これに審査を付託されたいとの動議が提出されました。

お諮りします。ただいまの動議に賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(白鳥金次君)** 起立全員です。

したがって、ただいまの動議は会議規則第16条に規定する所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

10番 湯本晴彦議員の動議を直ちに議題として採決します。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(白鳥金次君)** 起立全員です。

したがって、議案第6号の議案審査については、全議員をもって構成する特別委員会を設置し、これに審査を付託されたいとの動議は可決されました。

#### 山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会の設置について

**議長(白鳥金次君)** 山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会の設置についてを議題とします。

過疎地域持続的発展計画審査特別委員会の設置に関する動議案を事務局から配付させます。

(議会事務局 特別委員会設置案配付)

**議長(白鳥金次君)** 提出者の説明を求めます。

10番 湯本晴彦議員、登壇。

(10番 湯本晴彦君登壇)

**10番(湯本晴彦君)** 10番 湯本晴彦。

それでは、山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会の設置について説明させていただきます。

山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会の設置について。

議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について。

以上の議案については、山ノ内町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置して付託審査するものとする。

令和8年3月4日提出。

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

提出者 山ノ内町議会議員 湯本晴彦

それでは、次のページにいただきまして、特別委員会設置要領。

##### 1. 委員会名称

山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会とする。

2. 審査期間

3月5日とする。

3. 委員定数

13人とする。

4. 審査内容

(1) 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

1 基本的な事項

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

3 産業の振興、観光の開発

4 地域における情報化

5 交通施設の整備、交通手段の確保

6 生活環境の整備

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

8 医療の確保

9 教育の振興

10 集落の整備

11 地域文化の振興等

12 再生可能エネルギーの利用の推進

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

5. 正副委員長

委員会に正副委員長を置く。

正副委員長は議長指名とする。

6. 審査日程

3月5日、1日です。

時間は、ご覧のとおりとなります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

**議長（白鳥金次君）** 質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。過疎地域持続的発展計画審査特別委員会の設置について、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については提案のとおり可決されました。

これより、過疎地域持続的発展計画審査特別委員会の正副委員長の選任を行います。

ただいま可決されました特別委員会設置要領第5項の規定により、正副委員長を議長が指名します。

委員長に13番 小田孝志議員、副委員長に7番 徳竹栄子議員を指名します。

議案第6号の議案につきましては、山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会に審査を付託します。

正副委員長、委員各位には、ご苦労さまですが、十分審議を尽くしていただき、的確な審査をお願いします。審査結果につきましては、会議規則第46条の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

---

## 7 議案第7号 志賀高原辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（白鳥金次君） 日程第7 議案第7号 志賀高原辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第7号を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第7号 志賀高原辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

## 8 議案第8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 9 議案第9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 10 議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について

## 11 議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

## 12 議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

**議長（白鳥金次君）** 日程第8 議案第8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12 議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案5件を一括して議題とします。

これより議案ごとに質疑を行います。議案第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。議案第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。議案第10号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。議案第11号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。議案第12号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第8号から議案第12号までの5議案を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（白鳥金次君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第12号までの5議案は、総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

---

**13 議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について**

**14 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長（白鳥金次君）** 日程第13 議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について及び日程第14 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件を一括して議題とします。

これより議案ごとに質疑を行います。議案第13号について質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

**8番（高田佳久君）** 8番 高田佳久。

ちょっと確認も含めてお願いしたいと思えます。

今回、社会福祉法人への助成の手続に関する条例の制定は新規条例ということになりますが、

この社会福祉法人、対象となるのが当町には幾つあるのかまずお聞かせください。

**議長（白鳥金次君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（小林佳代子君）** お答えいたします。

町内に事業所があることとなりますが、2事業所となっております。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** 8番 高田佳久議員。

**8番（高田佳久君）** 2事業所ということで。

今までも社会福祉法人へ助成という形はありましたが、今までの根拠、法も含めてどういった形の対応となるのかお聞かせください。

**議長（白鳥金次君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（小林佳代子君）** お答えいたします。

今までにつきましては、山ノ内町団体育成事業補助金交付要綱等で対応してまいりました。

これからにつきましては、その根拠を明確にして社会福祉法に基づき助成したいというものでございます。

**議長（白鳥金次君）** ほかにございますか。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。議案第14号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第13号及び議案第14号の2議案を社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**議長（白鳥金次君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号及び議案第14号の2議案は、社会文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いいたします。

- 
- 15 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
  - 16 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
  - 17 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
  - 18 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算
  - 19 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
  - 20 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
  - 21 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（白鳥金次君） 日程第15 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算から日程第21 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算までの議案7件を一括して議題とします。

これより、議案ごとに質疑を行います。議案第15号について質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久。

初日にも当初予算の説明等ございましたが、8年度の当初予算に関しましては、平澤町長、任期、当初予算としては最後の当初予算となろうかと思いますが、1期4年の任期の中で当初予算を組むのが、今言ったように最後になるということで、特に平澤町長が力を入れたところ、もちろん行政とすれば全体に力を入れるんですが、特にその中で重要と感じて力を入れたいとお考えの部分について、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（白鳥金次君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） お答えします。

このたびの当初予算は過去10年間で最大ということになっておりますが、物価高騰ですとか人件費の高騰というものが主立ったところでありまして、取り立てて今、新しく何かを仕掛けるということではなく、大きなところでいくと、文化センターの改修工事もありますし、統合学校建設のための計画策定、設計策定などもございますので、かなりその辺が予算を圧迫しているというところではございます。

引き続き、今まで3年間やってきましたけれども、観光振興、そして農業振興に引き続き力を入れるとともに、福祉、皆さんが安心して健康で長く暮らせるような体制づくりというものは、引き続きしっかりとやっていくということで、取り立ててものすごく新しいことはありませんが、補聴器の購入に対して支援を行うなど、細かいところでしっかりと住みやすいまちづくりというものを引き続きつくっていきたいと思っております。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほかにありませんか。

13番 小田孝志議員。

13番（小田孝志君） 13番 小田孝志。

すみません、予算書の102ページ、9款教育費の1項教育総務費、13節の負担金及び補助金、交付金の関係ですが、海外留学支援補助金について質問させていただきます。

これは、昨年の3月の予算委員会でも当初予算1,000万円に対して、300万円の修正案が予算委員会で本会議に出ました。それに対して本会議では否決されました。これについては、町と議員との協議を申し入れ、7月に町と協議し、町のほうで今後検討していくというようなことになったかと思います。それについて、正式に何ら回答がなく、いきなり予算化されたというような中で協議をまずされたかどうか、内容も含めてお聞かせください。

議長（白鳥金次君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えいたします。

昨年度、300万円ということで修正の案をいただきましたけれども、当初の予算どおりということでやらせていただきましたけれども、この補助金につきましては、令和6年度からの事業でございまして、まだ執行途中でございます。その後、議会からの申入れもあり、内部の検討は行いましたけれども、新たな補助金等の創設に向けてはまだ検討が不十分ということもありますので、その部分につきましては改めて検討を進めるという形になろうかと思えます。

現在、こちらの補助金を活用されている方もいらっしゃいますし、継続でこの後活用される可能性もありますので、昨年度につきましては、補助要綱、1年間の補助の中で3人までというようなこともありましたので、1,000万円の要求しましたが、今のところ新たな活用をされるというようなお話もございませんし、現在行ってらっしゃる方もありますので、最低1人500万円というようなこともありますので、その金額をもって予算化をさせていただいたという経過になります。

以上です。

議長（白鳥金次君） 13番 小田孝志議員。

13番（小田孝志君） それで結論がまだ出ていないというところで、検討中ということで伺いました。

私、思うには協議を申し入れて、7月からいきなり予算化されたという中で、私としては途中の段階でも議会全員協議会で説明をするべきだったかなという思いがありますが、いかがでしょうか。

議長（白鳥金次君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） 具体的にお話できる内容まで至っていないということもありましたので、その辺につきましては割愛をさせていただきました。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほかがございせんか。

質疑を終わります。議案第16号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。議案第17号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。議案第18号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。議案第19号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。議案第20号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。議案第21号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(白鳥金次君)** 質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第15号から議案第21号までの7議案を予算決算審査委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(白鳥金次君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第21号までの7議案を予算決算審査委員会に審査を付託することに決定しました。

審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって、本会期中に報告できるようお願いします。

なお、予算審査の日程は、お手元に配付したとおり予定しておりますので、ご確認をお願いします。

正副委員長及び各部会長におかれましては、審査が的確かつ迅速に進められますよう審査日程により、あらかじめ関係課と打合せの上、審査をお願いします。

---

## 22 同意第1号 山ノ内町副町長の選任について

**議長(白鳥金次君)** 日程第22 同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてを議題とします。

これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

10番 湯本晴彦議員。

**10番(湯本晴彦君)** 10番 湯本晴彦です。

町長にお聞きしたいんですけども、副町長選任に当たり、庁舎内で何らかの意見聴取や相談等、その辺はどのようにされたか、されたかされなかったか、どのようにされたかお聞きしたいです。

**議長(白鳥金次君)** 平澤町長。

**町長(平澤 岳君)** ほかの人事案もそうなんです、久保田副町長、そして総務課長と基本3人で、お二人に相談させていただいて、このような選任にさせていただきたいということに至りました。

以上です。

**議長(白鳥金次君)** ほか。

6番 湯本るり子議員。

**6番(湯本るり子君)** 6番 湯本です。

人事案件については慣例というのもあると思うんです。人事案件については、事前に各会派に内示して、こういう話があるんだけどもということを事前に話があったということを知っております。そして、人事については、最終日に提案して採決するというのが慣例だったよう

です。だから、そういう慣例も大事なことだと思うんですけども、今回、私の会派は代表が病気でお休みということもあったりしまして、聞くところによると、いきなり議会運営委員会に提案があったということです。

これは、議会がまだ始まる前ということで、人事についてそういうやり方をするというのは議会軽視ではないかと思うんですが、その辺の理由を町長、説明してください。

**議長（白鳥金次君）** 平澤町長。

**町長（平澤 岳君）** 大変申し訳ありませんが、その慣例というものは私は存じておりません、今、総務課長も存じていないということで、皆さんに説明するために全員協議会のところでしっかりと説明させていただいたかと思えます。会派ごとに内密にお話しするということは基本的にはしておりませんので、しっかりと皆さんがいる前で説明させていただきました。

そして、その準備段階として、議会運営委員会に説明があったと理解しております。基本的には皆さんに、13人の議員の皆さんにしっかりと説明する機会を設けるということで、議会全員協議会で説明させていただいたと理解しておりますので、大変申し訳ありませんが、各会派へ話をしていた過去の理事者がもしかしたらいたかもしれませんが、それが慣例として残っているということではないと私は理解しております。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** 6番 湯本るり子議員。

**6番（湯本るり子君）** 6番 湯本るり子です。

初日に提案されて、すぐ新聞記事になりましたよね。そういう中で、町民の方からいろんな問合せが来ました。そういう中で議会が始まる前、議員が態度を決める前にもう新聞に発表されるというのはちょっとおかしいんではないかと思えます。

それで、初日の説明のときにも、町長から若干の説明はありましたが、私がいろいろ、私の程度で調べる点ではやっぱり副町長というのは、トップの町長に事故があったりしたときにはその代理を務めなければいけない。海外出張に行くときにはその代理もするとか、とても職務代理者として重要な地位になると思うんです。そういう点でもいろんな資料を見る中で、ちょっと何か議員より先に、地域の人のほうがいろんなことを知っているという点では非常におかしいんではないかと思えます。

それで、ネットなんかで見ると、白馬村で以前に副町長を公募したという記事がありました。白馬村では、公募した中で18名公募者がいたんですけども、中には……

**議長（白鳥金次君）** 傍聴者に申し上げます。

お読みになったでしょうか。撮影しているのでしょうか。禁止です。

よろしいでしょうか。

湯本るり子議員、続けてください。

**6番（湯本るり子君）** すみません。

白馬村のそんな事例を見る中で、町長はこの方を推薦する前、公募とかそういうことを考え

たことはなかったのかどうかということと、白馬村では公募された方の中に適任者はいなかったということで、その段階では決めなかったというようなことを聞いております。

町長のその辺の公募とかそういうことは、考えたことはなかったのかどうか伺いたいと思います。

**議長（白鳥金次君）** 平澤町長。

**町長（平澤 岳君）** まず、湯本るり子議員のおっしゃいました、まず議会で説明する前に新聞に載ったということは大変申し訳ありませんが、事実とは異なると思います。

まず、議会で説明をさせていただきまして、その後の全員協議会で詳しい説明をさせていただきました。私が知る限りでは新聞記事になったのはその次の日で、議会は公開の場ですので、今も後ろのほうに記者の方いらっしゃいますけれども、公開の場で私が提案をさせていただいたことを基に記事にされたと思いますので、議員の皆様が知らない中で新聞に先に載ったということは基本的にはないと思いますので、そこは事実誤認だと思います。

そして、公募に関してですが、もちろん公募も考えましたが、公募、職員とか地域おこし協力隊もそうですが、公募して人となりを計るということは非常に難しいです。私は公募をされた丸山村長とも話しましたけれども、なかなか適任者がそう簡単に見つからなかったということで、特に2人目の副村長ということで、目的を持った副村長さんということで公募をされたと聞いております。

私は、山ノ内町は副町長のポジションは1人分しかありませんので、まずはそこにしっかりと信用のおける人間を置いて、議員のおっしゃるとおり職務執行代理者にもなり得る人物ということで、プラス職員との接点、そして町のことをよく知っていて、子育て世代の代弁者にもなり得るような人を探したところ、野田さんが適任だと確信しておりますので、そのような説明を先日もさせていただいたかと思っております。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** 6番 湯本るり子議員。

**6番（湯本るり子君）** すみません。新聞記事は確かに翌日でした。それは訂正いたします。

ですが、町職員の方はベテランの方が大勢いらっしゃると思いますが、職員の上に立つ人だと思しますので、職務代理者として候補の方の町に対する熱意とか、そんなことは私たち具体的に伺ったことはないんですけれども、その辺はもう一度町長からお願いします。

**議長（白鳥金次君）** 平澤町長。

**町長（平澤 岳君）** 私、野田さんともよく話しておりますが、野田さんの町に対する熱意というものはものすごくあります。もちろん、ここにずっと住んでいるというのもございますし、全協でもお話しさせていただきましたが、スキーアルペンレースなどでも海外転戦した後、戻ってきてずっと町でしっかりと働いております。そして、町で今、子供も育てながらしっかりと危機管理のほう、また職場柄、詐欺を防止することもありましたし、今も行政改革委員やまちづくり観光局の理事など、行政の仕事も関与していただいている立場ですので、私としては

適任者だと思っております。

もちろん、町行政出身者で経験される方がいらっしゃいますけれども、実際、その経験が必要な方、経験がある方が必要かどうか、もしくはもっと外から子育て世代の感覚を取り込んだほうがいいのかというところで、私としては後者である子育て世代の感覚を町行政に取り入れたいと思ったもので、今現在、管理職、それなりに20年、30年役場勤務の管理職がいますので、しっかりとその辺の実務は我々職員のほうがカバーできていると思っておりますので、先日もそのような説明をさせていただいたかと思っております。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** 6番 湯本るり子議員。

**6番（湯本るり子君）** すみません、しつこくて。こういう人事案件については、例えば6月議会でやることもできたと思うんですね。私たちが知らないところでいろんなうわさが飛び交っているような中で、なかなか判断ができかねない部分もありますので、発言させていただきました。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** ほかにございますか。

13番 小田孝志議員。

**13番（小田孝志君）** 13番 小田孝志です。

管理職を代表して、総務課長に質問したいと思います。

行政経験のない方が副町長ということで来られると、そういうような話の中で、一番気になるのが行政経験をお持ちの職員の方々のサポートというかがちょっと気になる場所があります。そこら辺、そのサポート体制について、あるいは心構え、行政マンの心構え、そこら辺をご回答いただければと思います。

**議長（白鳥金次君）** 総務課長。

**総務課長（古幡哲也君）** ただいま小田議員からのご質問をいただきましたが、まず私の立場としては、特別職の人事案に関して物事を言う立場にはないかと思っておりますので、その方についてのことについて、どうこうということを申し上げるつもりは一切ありませんけれども、先ほど湯本晴彦議員から町長の意見聴取は事前にあったかどうかというお話がありました。意見聴取というか、誤解のないように改めて申し上げますと、意見聴取というか、総務課の場合、今回も二十数件ほど、議案が提出されておりますが、役場全体の提出議案について取りまとめをしなければならぬ立場にあります。

そんなもので、まずもって今回、3年間で久保田副町長が任期はもともと4年だったかと思っておりますけれども、それを3年で終わられるという事実を知ったことについて、まず驚きがありまして、その上で人事の同意案件を提出しなければならないということになったときに、町長室に呼ばれて、この方を任命したいんだという話を受けたので、そのときも2つ目の驚きがあったのも事実でございます。

驚きの原因というのは、今まで遡りますと、久保田副町長の前ですと、増田副町長がいらっしやって、その前が小松副町長がいらっしやって、その前ですと柳澤副町長がいらっしやって、その前になりますと小林副町長がいらっしやって、その前に畔上副町長ということで、副町長制になってから記憶している副町長の皆様についてはそういった方々で、そのときそのときに必要とされていた人材だったんだろうと私は推測しますし、そのときそのときで私自身の業務の中でも非常にご指導ご鞭撻いただきながら業務を進めさせていただいたということで、非常に心強かったと思っております。

今回のただいま現在の久保田副町長につきましても、3年前の3月に私、総務課長の内示をいただいた後、4月から新たに副町長が見えるということを知った際に、県出身の方が副町長に就かれるということを知った時点で、また県の方が見えて非常に勉強させてもらう機会になるかなということで心強く思いましたし、一方で私も平成22年、23年と、県へ派遣されていた際に、県の仕事のやり方については大分参考にさせていただいた面もありますが、県のやり方について、何でこんなに面倒な手続を踏むんだろうというようなことも思いながら、町にできるだけ生かせる方法で業務を参考にして進める必要があるんだろうなと思いつつ、その経験を持ち帰って、役場に戻ってきて仕事をさせていただいております。

今回、行政経験のない方ということなのですが、私自身も7年間東京に生活しまして、その中で3年間、民間の釜の飯を食べさせていただいた立場でもございますので、逆にその平成5年に採用された際に、果たして役場の環境になじめるだろうかということで、非常に不安もありましたが、できるだけそういう意味では民間で経験したことを行政の実務の中で生かせればなと思いつつ、33年間仕事をさせていただいておりますが、そういった中で私だけではなく、そのときそのときに、やっぱり町長もそうですが、副町長もそうですし、教育長もそうですが、私たち行政職員としてはお金を頂いて仕事をさせていただいているという点で、責任と自覚を持って仕事に当たらなければならない立場だろうと思っておりますので、その選任された方がどなたであろうと、行政を継続していかなければならない立場であることは変わらないと思っております。これからも新たな方が選任されたとしても、引き続き、行政サービスを向上させていくというスタンスを持って、182人の職員と160人の非常勤職員と一緒に行政を運営していかないといけないなと思っておりますので、全力でサポートしていきたいと思っております。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** ほかにございますか。

12番 小林克彦議員。

**12番（小林克彦君）** 12番 小林克彦です。

人物本位ということもあるんですが、先日、副町長が町には町のやり方、それから県には県のやり方があるということが、副町長をやってみて初めて分かったということですが、それがその経験値というのが大事なんです。やっぱりその違いが分かると、そこの中でどうして改良、改定していったらいいんだろうなということが出ると思うんです。

初めてですと、やはり全く行政経験だけがいいというわけではないですけども、やっぱりそういう何かしらの関係したものに携わってきた方のほうが、私は望ましかったと思うんですが、これは前回は全協で伺いましたけれども、その辺についての心配ですね、町長と代理して町民に対応していかなければいけないということで、その辺の心配は町長はどう思っていますか。

**議長（白鳥金次君）** 平澤町長。

**町長（平澤 岳君）** もともとこの今回、久保田副町長、私のほうで就任した直後に県をお願いをして、県庁から派遣いただいたわけですけども、基本的には任期は4年ということではあるのですが、これこそ慣例的に2年で一旦戻るとというのが通常だというふうに、そのときも私のほうは説明を受けまして、本来は2年で戻っていただかなければいけなかったところ、まだいろいろと役場の庁内組織改革などでがたがたしていたので、もう1年ぜひ残っていただきたいということで、また県をお願いをして1年延長していただいたという経緯です。

ですので、この3月末がどうしても変えなければいけないというところで、副町長候補を考えてきました。その中で候補としては、また県や国などの経験者をどこかしらをお願いをするというのが一つと、1つは民間からの登用をすると、もしくは役場からの職員、元職員、もしくは現職員を登用すると、基本的にはその3つのオプションというか方法があると思っております。

その中で、私が今回民間からを選んだ理由としましては、先ほど話したように役場の職員、しっかりとサポートもできるということもありますし、我々の山ノ内町が今どういう状況かということ客観的に考えたときに、やはり我々は今人口減少が進んでいる中で、経済もどんどん衰退してきたという経緯がある中で、経済の活性化とやはり若い人たちが戻ってきたくような、そしてまた子育てしやすいまちづくりというものが重要だと思いました。

その中で、子育て世代のリアルな声というものが、もちろん、役場内にも子育てしている方々いっぱいいますので、そういう方々の意見もしっかりと聞こえてはくるものの、経済における民間の肌感覚を持った方で子育て世代の方が町の役場の中にあることで、しっかりとそういう意見ですとか現状というものが役場の中に反映されると、そういうメリットがあるというふうに感じましたので、今回は県や国に頼るのではなく、町の民間からの登用をしたいと考えた次第です。

私は客観的に私の今行っている改革含めて、一番町にベストであると考えて、この人事案を考えさせていただきました。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** 12番 小林克彦議員。

**12番（小林克彦君）** 常勤特別職の方々には報酬が当然支払いなさいということになっているわけですけども、これ、私、業務の生活給じゃなくて、責任手当だというふうに思うんですね。これは総務課長に伺いますけれども、新人だから私分かりませんというわけにはいかな

なると思うんですが、年俸は副町長の場合は幾らぐらいになりますか。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

正確な数字を持っておりませんが、63万円ほどだったかと思います。63万円。

年俸ですか。

12番（小林克彦君） 年俸。

総務課長（古幡哲也君） 年俸ですか、年俸制ではないので、年俸では申し上げられませんが、63万円の12か月分と期末手当という合計額になるかと思います。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 今、年俸では答えられないという手当もあるんだという話がありましたが、答えられないというのは手持ちの資料がないという意味なんですか。それとも立場で答えられないという意味なんですか。どちらの意味なんでしょうか。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 小林議員からのご質問を想定していなかったもので、手持ちに数字がないということでございます。

以上です。

議長（白鳥金次君） 10番 湯本晴彦議員

10番（湯本晴彦君） 10番 湯本晴彦です。

すみません、総務課長の先ほどのご発言で1点質問させてください。

総務課長が聞いたときというのはサプライズだったということで、それはいつ頃聞かれたのか、また総務課長は副町長が4年やるという想定だったという理解でよろしいか、その点だけお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

まず、正式な日にちまでは覚えておりませんが、年が明けて1月の下旬か2月の初め頃だったかなとは思いますが。それは議会日程が案が示されて、議会運営委員会がいつ行われるかということを確認しないと議案の準備ができないということもありましたので、恐らくそのくらいのタイミングだったかなとは思いますが。

10番（湯本晴彦君） もう1点。

総務課長（古幡哲也君） 任期ですね、任期につきましては、過去の副町長につきましても、基本的には任命の任期って4年だと思うんです。2年ということではなくて、4年だと思うんですが、そういった中で、県のほうの人事上の都合もあってやむを得ず任期満了になる前に戻られるというケースが以前もありましたので、そのときは、一瞬は4年任期、全うされるんだろうなとは思っていましたが、そういったこともあり得るかなという感触でした。

以上です。

**議長（白鳥金次君）** ほかにありますか。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（白鳥金次君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第1号を採決します。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

**議長（白鳥金次君）** 起立少数です。

したがって、同意第1号 山ノ内町副町長の選任については同意しないことに決定しました。

---

**議長（白鳥金次君）** 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

大変ご苦労さまでした。

（散 会）

（午前11時05分）